

金沢工業大学 免許状更新講習 受講申込書

1. 受講者情報を記入してください。

ふりがな		申込印	生年月日	昭和・平成	年	月	日	(顔写真) 縦 36~40 横 24~30 mm
氏名								
連絡先	(〒 -) 都道府県 市区町村	(携帯) - - (TEL) - -						
受講対象者の区分 ※①~⑤の中から該当する区分の枠に記入	①幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼保連携型認定こども園に勤務している方 (勤務校(園))							
	(職名) 校長(園長) 副校長(副園長) 教頭 主幹教諭 指導教諭 教諭 助教諭 講師 実習助手 ※該当職を○で囲んでください。 養護教諭 養護助教諭 栄養教諭 主幹保育教諭 指導保育教諭 保育教諭 助保育教諭 寄宿舎指導員 学校栄養職員 養護職員							
	②教員採用内定者/教員として任命又は雇用される(見込みのある者) (任命・雇用する(見込みのある)任命権者・学校法人・国立大学法人等勤務先)							
	③教員勤務経験者 (任命・雇用していた任命権者・学校法人・国立大学法人等元勤務先)							
	④幼保連携型以外の認定こども園及び認可保育所の保育士/幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士 (勤務先)							
⑤その他	(勤務先)					(職名)		

2. 受講を希望する講習名の「※申込希望講習」欄に○印を記入してください。

※申込希望講習	講習名	領域	開講日
	【選択必修】道徳教育と特別の教科道徳～考え議論する道徳授業について～	選択必修領域	2019年8月1日
	【選択】探究的な学びを実現するPBLの実践法とその評価法	選択領域	2019年7月13日
	【選択】幼保・小・中・高の発達の段階に即したキャリア教育	選択領域	2019年8月2日

3. 所持する免許状をすべて記入してください。 ※旧免許状・新免許状所持者で記入欄が違います

◆旧免許状をお持ちの方はこちら

修了確認期限 ※一度修了確認を終えている方(第1グループの方)、延期・免除の手続きをした方は、証明書に記載の「次の修了確認期限」を記入	平成・令和 年 月 日
免許状の種類 ※記入の方法は「所持する免許状の欄の書き方について」を参照	教科または特別支援教育領域等

※所持する免許状が上記以外にある場合、それらの免許状について、(別紙)に記入し添付してください。

◆新免許状をお持ちの方はこちら

有効期間の満了の年月日 ※複数の新免許状を所持している場合は、最も遅い満了日を記入	平成・令和 年 月 日
免許状の種類 ※記入の方法は「所持する免許状の欄の書き方について」を参照	教科または特別支援教育領域等

※所持する免許状が上記以外にある場合、それらの免許状について、(別紙)に記入し添付してください。

このページは、校長等により受講対象者であることの証明を受け、必ず提出してください。

証明者記入欄

- ※ 校長等により受講対象者であることの証明を受けてください。
- ※ 証明の方法は「受講対象者の証明方法について」をご確認ください。

(受講者名)

ふりがな		生 年	昭和・平成		
氏名		月	年	月	日
		日			

上記記載の受講者が「受講対象者」として該当している区分に「○」を付けてください。

受講対象者の区分		該当区分
教育職員・ 教育の職	教育職員(主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師)(免許法第9条の3Ⅲ①)	
	校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員(免許状更新講習規則第9条Ⅰ①)	
	指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者(免許状更新講習規則第9条Ⅰ②)	
	国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者(免許状更新講習規則第9条Ⅰ③)	
	その他文部科学大臣が定める者(免許状更新講習規則第9条Ⅰ④)	
教員採用内定者・ 教員採用内定者に 準ずる者	教員採用内定者(免許法第9条の3Ⅲ②)	
	教員勤務経験者(免許状更新講習規則第9条Ⅱ①)	
	幼保連携型以外の認定こども園 及び 認可保育所の保育士(免許状更新講習規則第9条Ⅱ②)	
	幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士(免許状更新講習規則第9条Ⅱ②)	
	教育職員となることが見込まれる者(臨時任用リスト登載者等)(免許状更新講習規則第9条Ⅱ③)	

上記記載の者は上図該当区分のとおり、教育職員免許法第9条の3第3項又は免許状更新講習規則第9条に規定する受講対象者であることを証明する。

2019 年 月 日

証明者名

(機関名・役職名)

(氏名)

印

別紙

このページは、該当する方のみ記入・提出してください(該当しない場合は印刷・提出不要です)

○所持する免許状 ※1 頁目の「所持する免許状」欄に書ききれなかったもの

免許状の種類	教科・特別支援教育領域等	※新免許状所持者のみ記入 有効期間の満了の日
		平成・令和 年 月 日
		平成・令和 年 月 日
		平成・令和 年 月 日
		平成・令和 年 月 日
		平成・令和 年 月 日
		平成・令和 年 月 日

○ 障害を有している方で、希望する配慮・支援内容について記入してください。

障害の種類・程度・症状等	
希望する配慮・支援内容	

参考資料

○受講対象者の証明方法について

受講対象者の区分		証明の方法(※注)
教育職員・ 教育の職	教育職員(主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、 養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教 諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講 師) (免許法第9条の3Ⅲ①)	公立学校 校長(園長)の証明 ※校長本人の場合は教育委員会
		国立学校 校長(園長)の証明 ※校長本人の場合は法人の長
		私立学校 校長(園長)の証明 ※校長本人の場合は法人の長
	校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、実習助手、 寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員 (免許状更新講習規則第9条Ⅰ①)	共同調理場に勤務する 学校栄養職員 場長の証明 ※場長本人の場合は教育委員会
	指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者(免許状更新講習規則第9条Ⅰ②)	任命権者の証明
	国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者(免許状更新講習規則第9条Ⅰ③)	任命権者又は雇用者の証明
	その他文部科学大臣が定める者(免許状更新講習規則第9条Ⅰ④)	その者の任命権者・雇用者の証明
教員採用 内定者・ 教員採用 内定者に準 ずる者	教員採用内定者(免許法第9条の3Ⅲ②)	任用又は雇用予定の者の証明
	教員勤務経験者(免許状更新講習規則第9条Ⅱ①)	任用又は雇用していた者の証明
	幼保連携型以外の認定こども園及び認可保育所の保育士 (免許状更新講習規則第9条Ⅱ②)	当該施設の長の証明
	幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士 (免許状更新講習規則第9条Ⅱ②)	当該施設の設置者の証明
	教育職員となることが見込まれる者(臨時任用リスト登載者等)(免許状更新講習規則第9条Ⅱ③)	任用又は雇用する可能性がある者の証明

(※注)証明者については例示であり、受講申し込みを行う者の任命権者が定めた者による証明であれば差し支えない。(例えば、現職の公立学校教諭の証明者が校長ではなく教育委員会の教育事務所長であった場合など)

(参考) 令和・平成・西暦の換算表

	西暦	平成	令和
2019年4月30日まで	2019年	平成31年	令和元年
2019年5月1日から			
2020年1月1日から	2020年	平成32年	令和2年
	2021年	平成33年	令和3年

参考資料

○所持する免許状の欄の書き方について

免許状の種類	教科・特別支援教育領域等	※新免許状所持者のみ 有効期間の満了の日
幼稚園教諭(普通) 専修・一種・二種免許状		平成・令和 年 月 日
小学校教諭(普通・特別) 専修・一種・二種免許状	(特別のみ) 国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育 外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語)	平成・令和 年 月 日
中学校教諭(普通・特別) 専修・一種・二種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、職業実習、外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語)、宗教	平成・令和 年 月 日
高等学校教諭(普通・特別) 専修・一種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語)、宗教 (一種のみ) 柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務	平成・令和 年 月 日
特別支援学校教諭(普通) 専修・一種・二種免許状	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者	平成・令和 年 月 日
特別支援学校自立教科教諭 (普通・特別) 一種・二種免許状	理療、理学療法、音楽、理容、特殊技芸(美術、工芸、被服)	平成・令和 年 月 日
特別支援学校自立活動教諭 (普通・特別) 一種免許状	視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育、言語障害教育	平成・令和 年 月 日
養護教諭(普通) 専修・一種・二種免許状		平成・令和 年 月 日
栄養教諭(普通) 専修・一種・二種免許状		平成・令和 年 月 日

○旧免許状と新免許状の見分け方

<旧免許状>	平成21年3月31日まで(教員免許更新制が導入される前まで)に授与された教員免許状のこと。有効期限として、生年月日等によって「最初の修了確認期限」が割り振られています。 ただし、既に修了確認、延期又は免除等の手続きを行ったことがある場合、その際に発行された「更新講習修了確認証明書」等に記載された「次の修了確認期限」が現在の修了確認期限となります。
<新免許状>	平成21年4月1日以降(教員免許更新制の導入後)に初めて授与された教員免許状のこと。有効期限として、教員免許状自体に「有効期間の満了の日」が記載されています。 「有効期間の満了の日」が異なる複数の新免許状を所持する場合、すべての免許状の有効期間は、最も遅い「有効期間の満了の日」に自動的に統一されます。

※もともと旧免許状を所持している場合は、平成21年4月1日以降に新しく教員免許状を授与された場合でも、その教員免許状は新免許状ではなく、旧免許状として授与されます。旧免許状と新免許状を両方持つ、ということはありません。

※免許状更新講習は、旧免許状所持者の修了確認期限又は新免許状の有効期間の満了の日(複数の新免許状を所持する場合は最も遅い日に統一された日)の2年2ヶ月前から受講を開始することができます。それより前に受講することはできませんので、お間違えのないよう十分御確認ください。